別表六（二十七）　産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

措法第42条の12の7第7項及び第10項の規定の適用可否								
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画の認定日	1	・・	・・	・・	・・	・・	・・	
産業競争力基盤強化商品の区分 区分	2							
単価	3	円	円	円	円	円	円	
販売数	4							
調整後販売数	5							
生産販売控除額 (3)×(5)	6	円	円	円	円	円	円	
産業競争力基盤強化商品生産用資産の投資額 取得年月日	7	・・	・・	・・	・・	・・	・・	
事業の用に供した年月日	8	・・	・・	・・	・・	・・	・・	
投資した金額の合計額	9	円	円	円	円	円	円	
既控除対象額 (前期以前の(12)の合計)	10							
当期投資基準額残額 (9)－(10)	11							
(6)と(11)のうち少ない金額	12							

法人税額の特別控除額の計算

調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	13	円	特定産業競争力基盤強化商品 当期分	特定商品税額控除限度額 ((12)のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る額の合計額)	24	円
半導体 当期分	半導体税額控除限度額 ((12)のうち半導体に係る額の合計額)	14		当期税額基準額残額 (13)×40/100－(別表六(二十六)「19」+「26」+「41」)－(16)－(21)	25	
	当期税額基準額残額 (13)×20/100－(別表六(二十六)「19」+「26」+「41」)	15		当期税額控除可能額 ((24)と(25)のうち少ない金額)	26	
	当期税額控除可能額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	16		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉘」)	27	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉕」)	17		当期税額控除額 (26)－(27)	28	
	当期税額控除額 (16)－(17)	18	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (25)－(26)	29	
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (15)－(16)	19		繰越税額控除限度超過額 (38の計)	30	
	繰越税額控除限度超過額 (35の計)	20		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((29)と(30)のうち少ない金額)	31	
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(20)のうち少ない金額)	21		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)	32	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉓」)	22		当期繰越税額控除額 (31)－(32)	33	
	当期繰越税額控除額 (21)－(22)	23	法人税額の特別控除額 (18)+(23)+(28)+(33)		34	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

半導体

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (35)－(36)
	35	36	37
・・	円	円	
・・			外 円
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
計		(21)	
当期分	(14)	(16)	外
合計			

特定産業競争力基盤強化商品

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (38)－(39)
	38	39	40
・・	円	円	
・・			外 円
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
計		(31)	
当期分	(24)	(26)	外
合計			

産業競争力基盤強化商品生産用資産の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格A4）